

# つくば市民間不登校児童生徒支援事業利用者支援交付金

## 概要

不登校児童生徒への学習支援又は居場所の提供を行う民間不登校児童生徒支援事業の利用に係る保護者の経済的負担を軽減し、不登校児童生徒の社会的自立を継続的に支援します。

## 対象者

### 不登校児童生徒の保護者

#### 不登校児童生徒

学校における集団の生活に関して何らかの心理的、情緒的、身体的若しくは社会的要因又は背景によって、学校に登校していない又は登校することができない状況（病気による場合を除く。）にあり、就学が困難である児童生徒として、児童生徒が在籍する学校の学校長と協議の上、つくば市教育委員会が認めたもの。

#### 保護者

- ①つくば市の住民基本台帳法の規定に基づく住民基本台帳に記録され、かつ、つくば市に居住していること。
- ②市税の滞納がないこと。

## 対象事業

交付金規則第3条(4)アからウまでのいずれかに該当する事業のうち、民間事業者により運営されるもの

★以下の各事業の詳細な要件は市ホームページをご確認ください。

- ア 通所事業
- イ オンライン支援事業
- ウ 訪問支援事業

## 対象経費

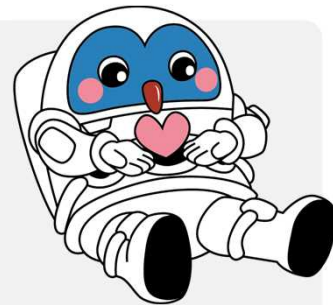
要件を満たした民間不登校児童生徒支援事業の月額利用料（月額2万円上限）

（入会金、年会費、テキスト購入費等は含みません。また、対象経費の総額に100円未満の端数がある場合は切り捨てて申請してください。）

## 申請期限

以下の期日までに、申請書類を学び推進課にご提出いただきます。

利用料	交付金申請期限
4月分から7月分	8/1から8/31
8月分から11月分	12/1から12/28
12月分から3月分	3/1から3/31



## 申請書類

①～⑤の書類をご準備いただきます。ただし、②と③は提出不要となる場合があります。

- ①つくば市民間不登校児童生徒支援事業利用者支援交付金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ②不登校児童生徒及びその保護者の住民票の写し
- ③市税の滞納がないことを証する書類（保護者全員分）
- ④つくば市民間不登校児童生徒支援事業利用者支援交付金に係る申立書（様式第2号）
- ⑤交付対象経費の支払いを証する書類（領収書の写し等）

## 注意事項

交付要件を満たさない場合は、交付対象外となります。

詳しくはつくば市ホームページをご確認ください。QRコードよりアクセスいただけます。



## 問合せ

〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1  
つくば市教育局学び推進課 TEL:029-883-1111